

燕市ブロック塀等撤去費補助事業 Q & A

補助対象について

Q 1 補助対象となるブロック塀“等”とは何か。

A 1 補強コンクリートブロック造のほか、れんが、石などによる組積造の塀も含まれます。

Q 2 ブロック塀の高さが低くても対象になるのか。

A 2 高さは問いません。

Q 3 外観で建築基準法に適合しているブロック塀の撤去の場合も、補助対象になるのか。

A 3 対象になります。

Q 4 一部のブロック塀を撤去する場合で対象になるのか。

A 4 部分的な撤去であっても対象となります。

ただし、原則として道路沿いのブロック塀等は全て撤去していただくようご協力お願いします。

Q 5 花壇などの土留めに使われているブロック等も対象になるのか。

A 5 現況により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

Q 6 擁壁の上のブロック塀は対象になるのか。

A 6 対象になります。

Q 7 門柱も全て補助対象になるのか。

A 7 補助対象となるブロック塀等と一体とみなされる場合は、対象となります。

ただし、組積造ではなく、石柱や鉄筋コンクリート造の場合は対象外となりますので、詳しくはお問い合わせください。

Q 8 撤去したブロック塀の運搬費や処分費も対象になるのか。

A 8 対象になります。それ以外にも撤去工事に伴う補修費や仮設費、諸経費なども対象に含まれますが、調査等の費用は対象外となります。詳しくはお問い合わせください。

Q 9 ブロック塀の撤去後にフェンスを設置したいが、対象になるのか。

A 9 対象になります。(目隠しパネルや生垣なども含まれます。)

ただし、道路に面するブロック塀の撤去長さに基づく算定額や上限額(10万円)により補助金額が制限される場合がありますので、ご注意ください。

Q 10 撤去後に、新たに基準に適合したブロック塀を設ける場合も対象になるのか。

A 10 対象になります。その場合、工事写真など建築基準法を満たしていることがわかる書類の提出をお願いします。

Q 11 すでに取り壊したブロック塀は対象になるのか。

A 11 ブロック塀の撤去が目的の事業になりますので、申請前に取り壊しが完了しているものは対象外です。

燕市ブロック塀等撤去費補助事業 Q & A

Q12 自分で取り壊しても対象になるのか。

A12 市内業者が請け負う工事であることが補助要件となります。

Q13 ブロック塀の補強工事は対象になるのか。

A13 ブロック塀等の撤去を行うものに対する補助事業ですので、対象外となります。

Q14 補助対象となる通学路かを確認するにはどうしたらよいか。

A14 申請前に必ず営繕建築課へご相談ください。

学校教育課と連携・協議し、補助対象となる通学路か後日ご回答します。

Q15 県立の学校に面したブロック塀も補助対象になるのか。

A15 国や県が所有する公共施設に面しているブロック塀であっても、対象になります。

Q16 通学路や公共施設に面していない場合でも対象になるのか。

A16 対象外となります。通学する児童・生徒や公共施設の利用者への安全確保を最優先とさせていただきますので、ご理解よろしくお願いします。

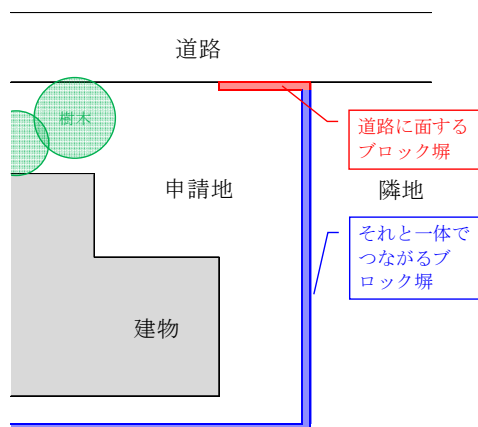
Q17 隣の家との敷地との境界にあるブロック塀は対象になるのか。

A17 原則、隣地との間になる塀は、対象外になります。

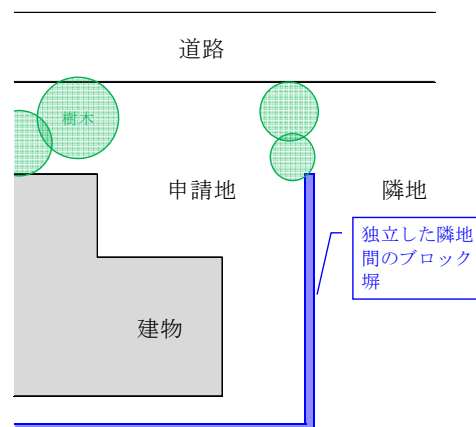
ただし、下図のように道路に面するブロック塀と一体でつながっている場合は、対象となります。道路に面するブロック塀の撤去長さに基づく算定額や上限額(10万円)により補助金額が制限される場合がありますので、ご注意ください。詳しくはお問い合わせください。

また、隣地との間のブロック塀を撤去する場合は、トラブルが無いよう当事者同士でよく協議を行ってください。

(対象の例)



(対象外の例)

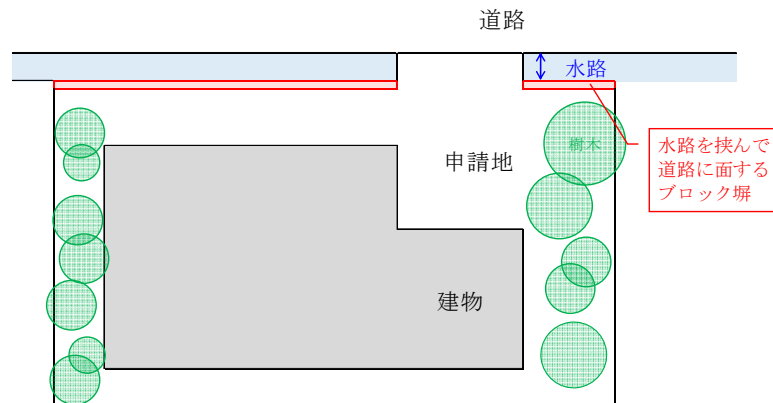


Q18 道路とブロック塀の間に水路があるが、対象になるのか。

A18 対象となります。

下図のように水路などが道路と塀の間にあるなど、道路境界から多少離れた位置にブロック塀等がある状況であっても、道路内に倒れるおそれがある場合は対象となります。詳しくはお問い合わせください。

燕市ブロック塀等撤去費補助事業 Q & A



Q19 通学路でなくても、実際に子どもが利用している道路は対象になるのか。

A19 本事業の通学路は、児童・生徒の家から小中学校までの行き帰りに利用する全ての道路としています。したがって、実際に児童・生徒が通学で利用している道路は、ほとんど対象となります。詳しくはお問い合わせください。

Q20 現在通学路ではないが、来年就学する子どもが通る予定の道路は対象になるのか。

A20 児童・生徒の通学時の安全確保を目的とした事業になりますので、補助対象となるものと思われていますが、詳しくはお問い合わせください。

補助制度全般について

Q1 市は壊した方がよいかなどのアドバイスを行うのか。

A1 「ブロック塀の点検のチェックポイント」によってチェックをお願いします。もしくは、市ホームページに掲載があります協力業者などにご相談ください。

Q2 補助金は何度も受けられますか。

A2 同一敷地での本補助事業の適用は1回限りです。
ただし、1度申請した敷地とは別の敷地にあるブロック塀等であれば、同一の申請者であっても、複数回の申請が可能です。

Q3 市外の施工業者での工事を考えているが、補助対象になるのか。

A3 対象外となります。
補助要件として市内業者に限定しておりますので、ご注意ください。(なお、HP掲載の協力業者でなくても市内に本店を置く事業者であれば申請可能です。)

Q4 近所に危険なブロック塀があり、所有者の代わりに撤去を行う場合も対象になるのか。

A4 対象外となります。
ブロック塀等の所有者またはその親族(3親等以内)の申請が補助対象です。

Q5 所有者以外が申請手続きをすることはできるのか。

A5 可能です。

燕市ブロック塀等撤去費補助事業 Q & A

3 親等以内の親族であれば所有者の代わりに申請できます。また、施工業者への委任の場合、委任状を申請書に添付してください。

Q 6 工事完了の期限はあるのか。

A 6 工事完了後の実績報告書の提出期限が、平成 31 年 3 月 20 日までです。それまでに工事及び支払いを完了する必要がありますので、ご注意ください。なお、この期限までに工事が完了できない場合は、すぐに営繕建築課までご相談ください。

Q 7 郵送での申請はできるのか。

A 7 できません。

申請を確実に受け付けるため、窓口のみとしておりますので、ご了承ください。

Q 8 いつまで申請可能か。

A 8 平成 31 年 2 月 28 日（木）まで申請可能です。

ただし、事業予算額が 10 万円未満に達した時点で締め切りますので、ご注意ください。

Q 9 申請後すぐに工事を始めてよいのか。

A 9 交付決定通知書が届いてから、工事着手してください。

なお、申請受付から交付決定通知書の発行まで約 10 日程度必要ですので、お急ぎの場合は、早めに申請書を提出してください。

Q10 工事中、申請内容に変更が生じた場合、どうしたらよいか。

A10 事前にお問い合わせください。

変更内容によっては変更承認申請書を提出していただく場合があります。

Q11 代理受領を利用したい場合は、工事費の支払いはどうしたらよいか。

A11 工事施工業者からの請求金額から補助金額を差し引いた額を支払うことになります。詳しくはお問い合わせください。

Q12 申請者以外の名義の口座への補助金の振込はできるのか。

A12 できません。

ただし、代理受領の場合は、請け負った工事施工業者名義の口座となります。